



5	<p><b>*【兄弟姉妹入所の注意点について】</b> 兄弟姉妹同時で申込みする場合は、申込方法を選択いただきます。しおり 17, 18 ページを確認し、注意点をご理解の上、お申込みください。</p>	<p>確認・了承しました。 <input type="checkbox"/></p>
6	<p>保育士資格を有していますか？ 保育士資格を有し児童福祉法第7条に定める児童福祉施設、企業主導型保育事業、認証保育所又は幼稚園等(市外を含む。)で就労(内定)している方は、「保育士証の写し」を別途ご提出ください。</p>	<p>はい<input type="checkbox"/> いいえ<input type="checkbox"/></p>
7	<p>令和5年1月1日に住民票が府中市にあった方はチェックしてください。</p>	<p>父<input type="checkbox"/> 母<input type="checkbox"/></p>
	<p><b>*【令和5年1月1日に住民票が府中市になかった方】</b> 令和6年4月から8月利用調整申込み(認定申請含む。)を希望する場合は、令和5年度(非)課税証明書(原本)の提出が必要です。なお、提出期限は、各月の申込受付期限までです。また、手続・発行方法については、令和5年1月1日の住民登録地の自治体の区市町村民税担当部署へお問合せください。</p>	<p>確認・了承しました。 父<input type="checkbox"/> 母<input type="checkbox"/></p>
8	<p>令和6年1月1日に住民票が府中市にある(予定の方)はチェックしてください。</p>	<p>父<input type="checkbox"/> 母<input type="checkbox"/></p>
	<p><b>*【令和6年1月1日に住民票が府中市にない(予定)の方】</b> 令和6年9月から令和7年2月利用調整申込み(認定申請含む。)を希望する場合は、令和6年度(非)課税証明書(原本)の提出が必要です。なお、提出期限は、各月の申込受付期限までです。また、手続・発行方法については、令和6年1月1日の住民登録地の自治体へお問合せください。</p>	<p>確認・了承しました。 父<input type="checkbox"/> 母<input type="checkbox"/></p>
9	<p>府中市民の方は市民税情報を公簿で確認できる場合は税資料の提出は不要ですが、市民税未申告の方は、市民税課で市民税申告を行い、控えを保育支援課に提示してください。</p>	<p>確認・了承しました。 <input type="checkbox"/></p>
10	<p><b>*【出産の予定がある方】</b> 必ず母子健康手帳の写し(保護者の氏名・住所欄及び分娩予定日が分かるページ: 令和5年度に府中市で発行した場合、1ページと4ページ)をご提出ください。なお、令和6年4月1日(年度途中の場合は入所希望月1日)が出産要件の期間(出産(予定)月及び前後2か月)に該当する場合は、出産要件での利用調整となります。また、入所期間は出産月及び出産月の前後2か月(最大5か月)です。ただし、次のイ・ウに該当し、署名した場合は出産要件以外での利用調整となります。次のいずれかに署名をしてください。 ア 出産要件での利用調整及び入所期間になることを了承します。 イ 育休を取得せずに産休明けで復職するため、就労要件での利用調整を希望します。また、復職できない場合は出産要件終了月をもって退所します。 ウ 入所希望月1日が出産要件の期間に該当するが、( ) 要件での利用調整を希望します。</p>	<p>【母署名 _____】 【母署名 _____】 【母署名 _____】</p>
11	<p><b>*【過去に下の児童の産前産後休業及び育児休業取得を理由に上の児童が市内保育所等を退所し、今回の申込みで再度、上の児童が保育所等を希望している方】</b> 退所後、再入所を希望する児童氏名( ) 過去の退所日( 年 月 末日)</p>	
12	<p>「府中市個人情報の保護に関する法律等施行細則」第16条に基づき、ご自身の情報の開示請求が可能です(利用調整に支障が生じるおそれがある場合を除きます。)</p>	<p>確認・了承しました。 <input type="checkbox"/></p>
13	<p><b>*【入所希望月の翌月以降の利用調整を希望する方】</b> 翌月以降の利用調整を希望する方はチェックしてください。 今回の申込みに対する利用調整の結果、利用可能な施設がなかった場合、令和7年2月入所まで希望しているものとして利用調整を行います。 入所を希望しない場合は各入所申込期限までに取下げの手続を行ってください。 ※ 保育支給認定証の有効期間の終了日が令和7年1月以前の場合は、終了日の属する月の入所まで利用調整を行います。引き続き利用調整を希望する場合は、終了日の属する月の10日(土日祝日の場合は直前の平日)までに保育支援課で手続が必要です。</p>	<p>入所希望月の翌月以降の利用調整を希望します。 <input type="checkbox"/></p>
14	<p><b>*【入所希望月の翌月以降の利用調整を希望しない方】</b> 翌月以降の利用調整を希望しない方はチェックしてください。 今回の申込みに対する利用調整の結果、利用可能な施設がなかった場合、翌月以降の申込みは取下げたものとして扱い、利用調整の対象となりません。また、翌月以降の未入所を証明する書類は発行できません。</p>	<p>入所希望月の翌月以降の利用調整を希望しません。 <input type="checkbox"/></p>
15	<p><b>【保育料について】</b> 保護者の市民税額が確認できない場合は、保育料を最高階層で決定します。</p>	<p>確認・了承しました。 <input type="checkbox"/></p>